

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照表

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）（抄）
（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>（個人番号カードの記載事項）</p> <p>第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）<u>第二条第七項第七号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>一 （略）</p> <p>二 本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）<u>第三十条の十三に規定する旧氏及び旧氏の振り仮名が記載されているときは、当該旧氏及び旧氏の振り仮名</u></p> <p>三 （略）</p> <p>（法第九条第三項の法務大臣である情報提供者による情報提供用個人識別符号の取得の特例）</p> <p>第二十七条の二 情報提供者（法第九条第三項の法務大臣である情報提供者に限る。以下この条及び次条において同じ。）は、<u>法第二十一条の二第二項の規定により情報提供用個人識別符号を取得しようとするときは、当該情報提供用個人識別符号により識別しようとする特定の個人の本籍地の市町村長に対し、当該取得に係る取得番号並びに当該特定の個人に係る戸籍の表示並びに戸籍法第十三条第一項第一号、第三号及び第五号（実父母との続柄に係る部分に限る。以下この項及び次条第二項において同じ。）に掲げる事項を通知するものとする。ただし、当該個人が養子であるときは、同号に掲げる事項については、これに代えて、同法第十</u></p> | <p>（個人番号カードの記載事項）</p> <p>第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）<u>第二条第七項第六号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>一 （略）</p> <p>二 本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）<u>第三十条の十三に規定する旧氏が記載されているときは、当該旧氏</u></p> <p>三 （略）</p> <p>（法第九条第三項の法務大臣である情報提供者による情報提供用個人識別符号の取得の特例）</p> <p>第二十七条の二 情報提供者（法第九条第三項の法務大臣である情報提供者に限る。以下この条及び次条において同じ。）は、<u>法第二十一条の二第二項の規定により情報提供用個人識別符号を取得しようとするときは、当該情報提供用個人識別符号により識別しようとする特定の個人の本籍地の市町村長に対し、当該取得に係る取得番号並びに当該特定の個人に係る戸籍の表示並びに戸籍法第十三条第一号、第二号及び第四号（実父母との続柄に係る部分に限る。以下この項及び次条第二項において同じ。）に掲げる事項を通知するものとする。ただし、当該個人が養子であるときは、同号に掲げる事項については、これに代えて、同法第十三条第</u></p> |

三条第一項第六号（養親との続柄に係る部分に限る。次条第二項ただし書において同じ。）に掲げる事項を通知するものとする。

2 5 (略)

第二十七条の三 (略)

2 市町村長は、その市町村の区域内に本籍を有する特定非居住者がいづれかの市町村の住民基本台帳に記録されたことを知ったときは、情報提供者に対し、その旨並びに当該記録に係る者に係る戸籍の表示並びに戸籍法第十三条第一項第一号、第三号及び第五号に掲げる事項を通知するものとする。ただし、当該記録に係る者が養子であるときは、同号に掲げる事項については、これに代えて、同項第六号に掲げる事項を通知するものとする。

3 (略)

五号（養親との続柄に係る部分に限る。次条第二項ただし書において同じ。）に掲げる事項を通知するものとする。

2 5 (略)

第二十七条の三 (略)

2 市町村長は、その市町村の区域内に本籍を有する特定非居住者がいづれかの市町村の住民基本台帳に記録されたことを知ったときは、情報提供者に対し、その旨並びに当該記録に係る者に係る戸籍の表示並びに戸籍法第十三条第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を通知するものとする。ただし、当該記録に係る者が養子であるときは、同号に掲げる事項については、これに代えて、同条第五号に掲げる事項を通知するものとする。

3 (略)